

処分事案①

教職員の処分について

豊中市教育委員会は、豊中市立小学校教員が行った行為について、令和7年（2025年）3月28日付で、次のとおり懲戒処分を行いました。

記

1 処分対象者及び処分の種類・程度

〈当事者〉

豊中市立小学校講師（男性・26歳）・懲戒免職

〈管理監督者〉

豊中市立小学校校長（51歳）・戒告

2 処分事由等

当該講師が小学校の女子児童が更衣する教室において、段ボール箱内にアクションカメラを隠し、盗撮を行った。

これら一連の行為が下記に該当するため。

・地方公務員法第29条（懲戒）

第1項

「職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。」

- ・第1号「この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合」
- ・第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」

3 違反法令

・地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）

「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」

処分事案②

教職員の処分について

豊中市教育委員会は、豊中市立小学校教員が児童に対して行った体罰について、令和7年（2025年）3月28日付で、次のとおり懲戒処分を行いました。

記

1 処分対象者及び処分の種類・程度

〈当事者〉

豊中市立小学校講師（女性・24歳）・戒告

〈管理監督者〉

豊中市立小学校校長（57歳）・嚴重注意

2 処分事由等

掃除時間中に、当該講師は教室内で机を運んでいた当該児童に近づき、いきなり「おいっ」と声をかけ肩をつかんで振り向かせ、本来の掃除場所の掃除をきれいにしていなかったことを問い質し、強い口調で指導した。指導の声を聞きかけつけた担任に対し、当該講師は「こいつ最低ですよ」と伝え、また当該児童に対して「掃除していないよな」「きれいになっていないよな」と強い口調で指導を継続した。また、当該講師は当該児童に「お前に言っているんやろ」と言い当該児童が組んでいた腕を手が振りほどける強さで払った。詰問の途中で当該講師は当該児童の肩付近を押し、児童がよろける場面もあった。その後、当該講師は「もう掃除に来ないねんな」と当該児童に尋ね、当該児童が「はい」と答えたところ教室を出た。

これら一連の行為が下記に該当するため。

・地方公務員法第29条（懲戒）

第1項

「職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。」

・第1号「この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合」

・第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」

3 違反法令

・地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）

「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」